

ひ 広報

ひのはら

8 月号

令和 元 年
(2019 年)
No.484

涼を求めて・・・
～ 8月17日・18日
払沢の滝ふるさと夏まつり開催～

・・・主な内容・・・

財政状況の公表	2
プレミアム付商品券について	3
払沢の滝ふるさと夏まつりについて	4
薪ストーブ購入補助について	10
シルバーパス更新のお知らせ	14

平成30年度下半期 財政状況の公表

村の財政状況を毎年2回お知らせしておりますが、今回は、平成30年度下半期（10月～3月）の一般会計を中心にお知らせします。

平成30年度の一般会計予算は、下半期2回の補正を行い歳入・歳出とも、35億9,326万6千円（繰越明許を含む）となっています。

平成30年度 下半期収支状況

(単位：千円)

会計別	予算額			収入済額	収入割合	支出済額	支出割合	備考		
	上半期末	補正等	計							
一般会計	3,690,296	△ 97,030	3,593,266	(400,000) 3,126,025	(%) 87.0	(68,000) 2,773,054	(%) 77.2	・収入の()は、一時借入金 ・支出の()は、特別会計に一時繰出		
特別会計	国民健康保険特別会計	379,188	37,944	417,132	(33,000) 378,708		90.8	373,831	89.6	
	事業勘定直診勘定	226,534	△ 3,560	222,974	173,854	78.0	206,593	92.7		
	簡易水道特別会計	204,884	4,708	209,592	208,578	99.5	94,685	45.2		
	都民の森管理運営事業特別会計	131,078	0	131,078	100,810	76.9	95,978	73.2		
	下水道事業特別会計	495,136	△ 39,182	455,954	(31,000) 373,576	81.9	404,228	88.7		
	介護保険特別会計	517,269	△ 2,712	514,557	507,608	98.6	468,621	91.1		
	介護サービス事業特別会計	48,816	10,688	59,504	(4,000) 54,553	91.7	57,994	97.5		
	後期高齢者医療特別会計	90,868	△ 6,086	84,782	84,857	100.1	82,243	97.0		
合計	5,784,069	△ 95,230	5,688,839	5,008,569	88.0	4,557,227	80.1			

※特別会計の収入済額欄()は、一般会計からの一時繰入額

村税の状況

(単位：千円)

科目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	87,263	90,341	103.5
固定資産税	101,182	101,954	100.8
軽自動車税	7,424	7,409	99.8
村たばこ税	2,752	2,602	94.5
特別土地保有税	1	0	0.0
入湯税	1,985	1,318	66.4
合計	200,607	203,624	101.5

※村民税は都民税と合わせて徴収しているため、現時点での村民税の収入済額には都民税も含まれています。

歳入

(単位：千円)

科目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	200,607	203,624	101.5
地方譲与税	9,975	10,698	107.2
利子割交付金	454	361	79.5
配当割交付金	1,482	1,200	81.0
株式等譲渡所得割交付金	1,699	974	57.3
地方消費税交付金	40,331	39,956	99.1
自動車取得税交付金	6,346	6,347	100.0
地方特例交付金	218	218	100.0
地方交付税	1,256,578	1,288,491	102.5
交通安全対策特別交付金	643	739	114.9
分担金及び負担金	5,435	5,085	93.6
使用料及び手数料	29,231	27,914	95.5
国庫支出金	87,713	87,841	100.1
都支支出金	1,393,520	1,189,799	85.4
財産収入	7,226	3,046	42.2
寄附金	5,381	4,984	92.6
繰入金	179,591	79,834	44.5
繰越金	154,578	154,578	100.0
諸収入	158,547	20,336	12.8
村債	53,711	0	0.0
合計	3,593,266	3,126,025	87.0
	一時借入金	400,000	—
	合計	3,526,025	98.1

歳出

(単位：千円)

科目	予算現額	支出済額	支出率(%)
議会費	72,476	71,116	98.1
総務費	728,943	469,176	64.4
民生費	651,792	598,740	91.9
衛生費	283,550	263,338	92.9
農林水産業費	569,361	291,857	51.3
商工費	182,687	121,262	66.4
土木費	566,909	506,792	89.4
消防費	135,018	89,519	66.3
教育費	230,458	210,857	91.5
災害復旧費	20,815	14,182	68.1
公債費	93,794	86,215	91.9
諸支出	52,569	50,000	95.1
予備費	4,894	0	0.0
合計	3,593,266	2,773,054	77.2
	一時繰入金	68,000	—
	合計	2,841,054	79.1

お知らせ

プレミアム付商品券（国事業分）について

プレミアム付商品券（国事業分）は、消費税率の10%への引き上げによる住民税非課税の方や3歳未満の子どもがいる世帯の方の消費に与える影響や、地域における消費の低迷を緩和することを目的として、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の販売を行うに当たり、その対象者に対して、購入引換券を交付します。

【対象者①】

平成31年1月1日時点で、檜原村に住民登録があり、平成31年度（令和元年度）の住民税が非課税の方（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族等や生活保護受給者等を除く）

○申請方法 全世帯（世帯主宛）へ7月下旬に郵送しました「檜原村プレミアム付商品券購入引換券交付申請についてのご案内」をご確認していただき、該当していると思われる場合には「檜原村プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」に必要事項を記入のうえ、返信用封筒で郵送してください。

申請後に村で審査を行い、交付決定した場合、購入引換券を送付します。

○申請期限 令和元年11月30日（土）まで

【対象者②】

平成28年（2016年）4月2日から令和元年（2019年）9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主

※申請は、不要です。9月下旬までに購入引換券を送付します。

プレミアム付商品券

- ・名 称 秋川溪谷プレミアム付商品券 特別商品券（C券）
- ・購入価格 1冊4,000円（500円の商品券10枚綴りで5,000円分）
- ・購入限度額 5冊まで ※子育て世帯分は、お子さまの人数×5冊まで
- ・販売期間 令和元年10月1日（火）から令和2年1月31日（金）まで
- ・販売場所 あきる野商工会（本所、五日市支所）、西武信用金庫（秋川・五日市支店）、青梅信用金庫（秋川・増戸支店）、JA秋川本店及び檜原村・あきる野市内の各支店
- ・使用期間 令和元年10月1日（火）から令和2年2月14日（金）まで
- ・使用可能店舗 檜原村・あきる野市内取扱店舗
※詳しくは広報ひのはら9月号をご覧ください。

対象者①と対象者②の両方の要件に該当する方は、両方の立場で商品券を購入できます。

上記の商品券とは別に秋川溪谷プレミアム付商品券では、檜原村・あきる野市内に在住・在勤している方を対象にした一般商品券「A券・B券」を販売します。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121
産業環境課観光商工係 内線 122・128

第31回 払沢の滝ふるさと夏まつりを開催します!

- 日 時 令和元年8月17日(土)、18日(日) 午後1時~午後9時
滝ライトアップは8月12日(休・月)~18日(日) 午後6時30分~午後8時30分
※17日(土)と18日(日)のライトアップ時は、滝つぼ付近への立ち入りを規制いたします。
- 場 所 檜原小学校校庭(催物会場)、払沢の滝周辺
- 催 物 ●模擬店 ●郷土芸能等 ●花 火(午後7時30分~午後8時)
※駐車場には限りがございますので、ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。
※おまつり終了時間に合わせ、西東京バスの臨時便が運行されますのでご利用ください。
「払沢の滝入口バス停」午後9時15分発 数馬行/藤倉行 各1本

◎問い合わせ先
払沢の滝ふるさと夏まつり実行委員会(事務局 檜原村観光協会) TEL 042-598-0069
産業環境課観光商工係 内線 122

お知らせ

やすらぎの湯休館のお知らせ

下記の期間は第31回払沢の滝ふるさと夏まつり開催のため、やすらぎの湯は休館いたします。

○日 時 令和元年8月17日(土)、18日(日)

◎問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係(やすらぎの里内) TEL 042-598-3121

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください!

電気工事
豊富な季節家電
洗剤自動投入洗濯機
自動洗浄トイレ
補聴器のお取扱い

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪

アコス **三十三電気** 五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514

檜原温泉センター数馬の湯の 利用料金の改定について

檜原温泉センター数馬の湯は、経営の健全化と利用者へのサービスの充実を図ることから、令和元年10月から消費税率の引き上げに伴い、利用料金を改定いたします。

期 日：令和元年10月1日（火）

改定内容：

区 分	改定前	改定後
大人（中学生以上）※入湯税50円含む	820円	880円
小人（小学生）	410円	440円

なお、村民の利用料金は、現行のままとなります。

区 分	村民利用料金
大人（60歳以上）	無料
大人（中学生以上～60歳未満）※入湯税50円含む	450円
小人（小学生）	200円

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122・128
檜原温泉センター数馬の湯 TEL 042-598-6789

お知らせ

おもちゃ等工房の貸付事業者が 決定しました！

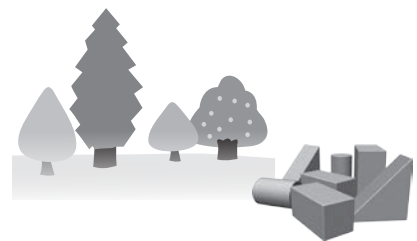
先般募集を行っていた「おもちゃ等工房」を運営する事業者が以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

決定にあたっては、役場庁内で組織する公有財産評価委員会で慎重審議し、採点の結果、施設を貸し付ける事業者として適格であるとの判断を行いました。

今後、事業内容等についての地元説明会等を行ったうえ、11月の運営開始を目指していきます。

また、地域に根ざし、開かれた工房としたいと考えておりますので、運営開始以降は住民の皆様の見学等をお待ちしております。

- ◆ 場 所 檜原村3787番地1（小沢地区）
- ◆ 事 業 者 株式会社 東京チェーンソーズ
- ◆ 貸付期間 令和元年11月1日～令和11年3月31日
- ◆ 利用用途 檜原産材を使用した玩具・什器の製造 他



◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 130

ひのじゃがくん紙袋を作成しました!

紙袋は3種類あり、㊶サイズはじゃがいもが1kgほど、㊷サイズはじゃがいもが2kgほど、㊸サイズはA4用紙が入る大きさになっています。段ボールはじゃがいもが2~3kgほど入ります。じゃがいもなどの農産物、お土産を入れるにはちょうどいいサイズとなっています。必要な方は無料で配布いたしますので、檜原村役場 産業環境課までお越しください。

※以前、作成しておりましたビニール袋は環境保護の観点から現在は作成しておりません。



◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内129・130

檜原村総合防災訓練を行います

8月25日(日)に、防災行動力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的とした檜原村総合防災訓練を行います。

訓練の概要は、午前7時に地震により、家屋の倒壊及び火災が発生したことを想定し、消防団及び自治会が協力し住民の方を安全な場所に避難させるというものです。

実際の訓練内容については、各自治会及び消防団で計画していますので、ご協力をお願いいたします。

当日7時にサイレンが鳴りますが、これは地震発生を想定してのサイレンです。このサイレンを合図に、使用中の火の始末、ガス栓を止めるなどの措置を行ってください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般-26)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2
TEL 042-598-0139・042-598-0870
FAX 042-598-1300

建築一式工事業

都知事許可(般-26)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2
(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報の伝達試験のお知らせ

檜原村では、地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。

この試験は、全国瞬時警報システム（J-ALERT（ジェイ・アラート））（※）を用いた試験で、檜原村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

試験実施日 **令和元年8月28日（水） 11時00分頃**

試験で行う内容

情報伝達手段	内 容
①防災行政無線の放送	<p>村内34箇所に設置してある屋外の防災行政無線及び各家庭に配付してある個別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されます。</p> <p>【放送内容】 防災行政無線チャイム + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさいひのはらです。」 + 防災行政無線チャイム</p>
②行政情報等メール配信サービスによるメール配信	<p>檜原村行政情報等メール配信サービスにご登録を頂いている方には、次の内容のメールが登録されているメールアドレスへ送信されます。</p> <p>【送信内容】 「試験送信」 「全国一斉の緊急情報伝達試験を実施しています。檜原村では、防災行政無線による放送及び行政情報等メール配信サービスを実施しています。」</p>

（※）J-ALERT（ジェイ・アラート）とは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

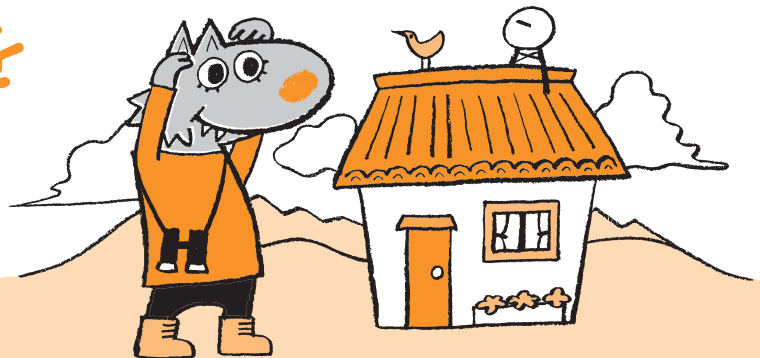
◎ 問い合わせ先 檜原村総務課総務係 内線 212・216

お知らせ

〈広告〉

大事な空き家を見守ります!

大事な空き家の“今”を
写真付きでレポートします。



空き家見守りサービス **やもり 家守**

電話 **070-4228-7775** メール yamori@muramori.tokyo



9月の人権・行政相談

日時 9月12日(木) 午後1時～午後3時
場所 檜原村役場3階 住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

9月の消費者相談

一人で悩まずご相談ください

[秘密厳守]

商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容や個人情報などの秘密は厳守しますので、安心してお越しください。

相談できること

電話勧誘販売 訪問販売 通信販売

一方的な商品の送り付け

心当たりのないインターネットの請求

契約トラブル 多重債務

その他、消費生活全般について気になっていること、不安に思っていることなどお気軽にご相談ください。

日時 9月12日(木) 午後1時～午後3時

場所 檜原村役場3階 住民ホール

◎ 問い合わせ先
産業環境課観光商工係 内線 122

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越し下さい。

日時 9月12日(木)
午後1時～午後4時
(受付時間 午後0時50分～午後3時30分)

場所 檜原村役場3階 住民ホール

◎ 問い合わせ先
村民課村民保険係
内線 111・116
東京司法書士会三多摩支会
Tel 042-527-1919

〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-26)第111726号



(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513
FAX 042-598-0047

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促をおこない、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度もあります。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410

都税事務所よりお知らせ

8月は個人事業税第1期分の納期です

令和元年9月2日（月）までに、お手元の納税通知書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。また、省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けています。詳細は、HP (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) または下記問合先へ

◎ 問い合わせ先 八王子都税事務所事業税課個人事業税班 TEL 042-644-1114

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

災害等により甚大な被害を受けた方に対して、一度課税された税金のうち、納期限前のものを、被災の程度等によって減免（軽減または免除）する制度があります（納税を猶予する制度もあります。）。対象は、不動産取得税、個人事業税などです。原則として、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。被災の事実を証明する書類を添えて、都税事務所へ申請してください。

◎ 問い合わせ先 八王子都税事務所 TEL 042-644-1111

～今月の納期～

- ・ 村都民税(普通徴収)第2期
- ・ 国民健康保険税第2期
- ・ 介護保険料第2期
- ・ 後期高齢者医療保険料第2期

〈広告〉

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 きしの防災

東京都知事許可(般28)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

環境・下水道

薪ストーブ購入設置費を補助します

森林資源の有効活用を促進し森林環境保全、地球温暖化の防止及び環境へ負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的として薪ストーブの購入及び設置に要する費用の一部を補助します。

薪ストーブの魅力とは・・・

- ◆ 電気を使用しない。火を消しても薪の余熱が残り暖かさが残ります。
- ◆ 薪ストーブの上に、やかんなどを置いてお湯を沸かしたり、鍋を置いて料理を保温できます。
- ◆ エアコンやファンヒーターなどにはない、炎の癒しがあります。



補助金額について

- ◆ 補助対象…薪を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機
- ◆ 補助額…薪ストーブ本体、煙突、付属品の購入、設置及び配管に要する工事費の3分の1を補助するもので上限額は300,000円です。
- ◆ その他…予算の範囲での交付となりますので先着順となります。

なお、補助金を受ける場合は、工事を行う前に申請が必要ですので詳しくは担当までお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

薪ストーブ煙突等清掃費補助金について

村では、薪ストーブを設置している家庭・事業所に対して、薪ストーブの燃焼効率、事故防止を図るため、煙突等の清掃費に補助金を交付しています。

補助率は、煙突等の清掃費の2分の1となり、上限額は1万円までとなります。

なお、補助を受ける場合には、補助要件等がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

不法投棄の監視にご協力を!

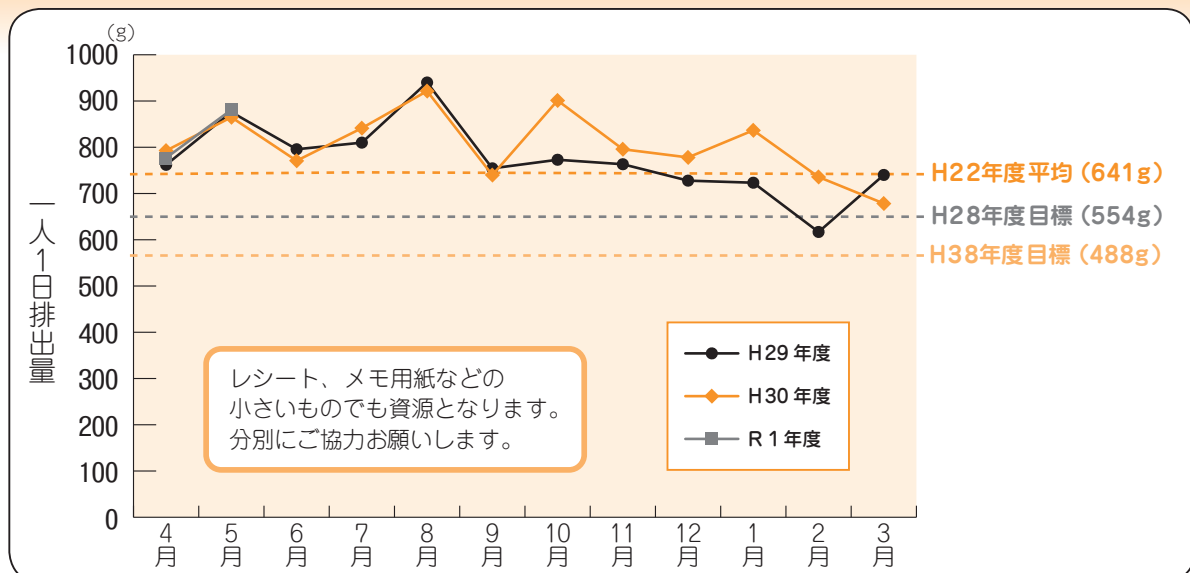
村道・林道沿いに様々なごみが不法投棄されていることがあります。
村全域の不法投棄の監視・発見には、住民の皆様の協力が欠かせません。

不審な車、不法投棄の現場を目撃された場合は、五日市警察署または産業環境課生活環境係
にご連絡ください。

※車の特徴や車のナンバー等が分かる場合は紙に書き留めて、ご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 五日市警察署 TEL 042-595-0110
産業環境課生活環境係 内線 123・127

1人1日ごみ排出量



皆様一人ひとりが毎日出しているごみの量をグラフにしたものです。

- 資源になる物は必ず資源へ!
- 粗大ごみにする前に再利用や譲り合いを!
- ごみの出し方で迷ったら生活環境係へ

環境・
下水道

生ごみ処理機器購入補助制度をご利用ください!

一般家庭から排出される生ごみを減量し資源化すること、また、生活環境を保全するために、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付しています。

補助内容

- ◆補助対象・・・生ごみを電動または手動でかき混ぜて堆肥等にする機器
※コンポストは対象外となります
- ◆補助額・・・購入額の1/2の額(限度額30,000円)
- ◆参考価格・・・約15,000円~70,000円
※メーカー、機種、電動か手動かによって価格帯は様々です。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

8月1日から下水道が使用できます

数馬地区の一部では、8月1日の供用開始後、指定工事店により排水設備工事をを行い、検査が終了したご家庭から下水道が使用できるようになります。

◆3年以内に接続を

下水道が使用できるようになると宅地内に使用者のご負担で、便所、風呂、台所などから公共汚水ますまで汚水を流す施設（排水設備）を設置していただきます。

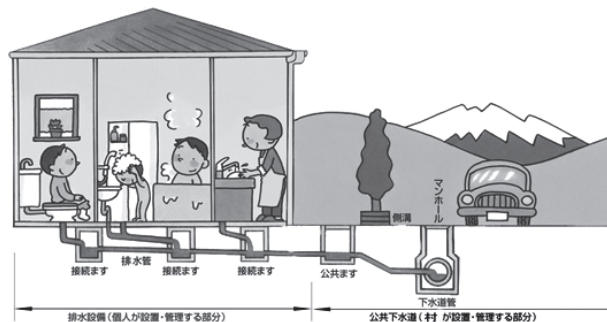
供用開始の日から3年以内に下水道へ接続してください。3年を過ぎますと、くみ取り手数料が有料となり、浄化槽を設置しているご家庭は清掃料金の軽減、あるいは排水設備工事の助成等が受けられなくなります。

◆排水設備工事は指定工事店へ

排水設備工事や水洗トイレへの改造工事は、一定の資格を持った〈檜原村指定下水道工事店〉でなければ工事ができません。また、檜原村指定下水道工事店は、工事のほか下水道の開始届や助成制度に必要な手続きも代行しますので、お気軽にご相談ください。

◆地域水道の取り扱い

原則として村の簡易水道のみご使用ください。やむを得ず地域水道（沢水）を併用する場合、使用者のご負担でメーターを設置していただき、合算した水量により料金を算出します。



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

下水道を供用開始した区域のご家庭は お早めに下水道への接続を…

下水道を使用できるようになった区域のご家庭は、3年以内に下水道への接続工事をお願いいたします。

期限を過ぎると、汲み取り便所の汲み取り手数料が全て有料に、また浄化槽を設置しているご家庭は清掃料金の軽減補助が打ち切りになり、排水設備工事（下水道接続の水洗便所改造資金）の助成制度も受けられなくなりますので注意してください。

環境衛生の向上、秋川の水質保全のため、お早めに接続するようご協力をお願いいたします。

▽平成29年6月に供用開始した区域…数馬地区の一部

▽平成30年6月に供用開始した区域…数馬地区の一部

▽令和元年6月に供用開始した区域…数馬地区の一部

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

環境・
下水道

下水道接続のための助成制度について

下水道接続のための「檜原村水洗便所改造資金助成制度」は、補助対象者に対し、汲み取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を設置する場合などに助成を行うものです。補助金を交付するもの、または村が指定する金融機関に融資のあっせんを行い、資金の利子補給を行うものがあります。

なお、助成等を受けたい場合には、工事をする前に申請が必要となります。詳しくは担当までお問い合わせください。

別表 1

檜原村水洗便所改造資金助成制度

◎ 補助金の対象

種 別	金 額
(1) 生活保護法第11条第1項に規定する生活扶助を受けている者で当該家屋を所有している者	村長が認める改造工事費の全額 (ただし、1改造工事30万円以内とする。)
(2) 居住者全員が檜原村税賦課徴収条例第24条第1項第2号(障害者、未成年者、寡婦又は寡夫等で前年の合計所得金額が125万円以下の者)に該当することにより村民税が非課税であり、かつ資金の調達が困難であると村長が認めた者で当該家屋を所有している者	村長が認める改造工事費の2分の1の額 (ただし、15万円を限度とする。)

◎ 融資のあっせん

種 別	融資あっせんの金額
(イ) 持家のトイレ改造工事を行う場合	改造工事1件につき50万円 (ただし、補助対象者で上表(2)の補助金を受ける場合は、50万円以内で村長が認める改造工事費の2分の1の額を限度とする。)
(ロ) 貸家、アパート等の収益を目的とした家屋のトイレ改造工事を行う場合	大便器1個につき15万円 (ただし、150万円を限度とする。)

◎ 利子補給

種 別	利子補給の金額
(イ) 持家のトイレ改造工事を行う場合	上表(イ)の融資あっせんの金額に対して4分の3の額
(ロ) 貸家、アパート等の収益を目的とした家屋のトイレ改造工事を行う場合	上表(ロ)の融資あっせんの金額に対して2分の1の額

◎ お問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

福祉・けんこう

東京都シルバーパスの更新のお知らせ

現在お持ちのシルバーパスは、有効期限が9月30日までとなっています。引き続きご利用の方は、下記の日程で一斉更新を行ないますので、東京バス協会からのご通知をご確認のうえ、お手続きください。

◎更新日時 9月4日(水) ◎時間 午前9時30分から午後4時

◎場所 檜原村福祉センター

対象者と費用

- ① 平成31(令和元)年度の住民税が課税の方で③以外の方 20,510円
- ② 平成31(令和元)年度の住民税が非課税の方 1,000円
- ③ 平成31(令和元)年度の住民税が課税の方
平成30年の合計所得金額が125万円以下の方 1,000円

必要書類

(1)は全員、(2)は対象者②・③の方のみ(ア)～(ウ)のいずれか1つを提示してください。

(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバーパス更新申込書 ・平成31(令和元)年9月30日まで有効のシルバーパス ・本人の確認ができるもの(「各種医療保険被保険者証」「介護保険被保険者証」など) ・交付に必要な費用
(2)	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 平成31(令和元)年度介護保険料納入(決定)通知書 <ul style="list-style-type: none"> ・所得段階区分欄が第一段階から第六段階の記載があるもの ・所得段階区分欄が第七段階でも合計所得金額が125万円以下の可能性があります。住民税課税証明書(有料)でご確認ください。 (イ) 平成31(令和元)年度住民税非課税/課税証明書 (ウ) 生活保護受給証明書(「生活扶助」の記載のあるもの)

なお、この日に更新できない場合は、10月1日以降、下記の常設窓口での手続きになりますので、ご注意ください。

- 【常設窓口】** ①檜原村シルバー人材センター TEL 598-0167
 ②西東京バス(株)五日市営業所 TEL 596-1611

◎問い合わせ先

檜原村シルバー人材センター(福祉センター内) TEL 598-0167
 東京バス協会・シルバーパス専用電話 TEL 03-5308-6950
 檜原村役場・会場ではお問い合わせを受け付けていません。
 東京バス協会または各会場担当事業者へお問い合わせください。

福祉・けんこう

児童扶養手当について

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の障がいの状態にある児童は20歳未満）を監護する母又は監護し、かつ、生計を同じくする父が対象です。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ①父母が婚姻を解消した児童 | ⑥父又は母が保護命令を受けた児童 |
| ②父又は母が死亡した児童 | ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 |
| ③父又は母が重度の障害を有する児童 | ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 |
| ④父又は母の生死が明らかでない児童 | ⑨その他、①から⑧に該当するか明らかでない児童 |
| ⑤父又は母が1年以上遺棄している児童 | |

※①から⑨に該当する児童を母が監護しない場合、又は父が監護若しくは生計を同じくしない場合は、当該父母以外の方で当該児童を養育する養育者の方が対象です。

手当額（平成31年4月～）

所得により10,120円から42,910円までの金額です。

※別表の所得限度額以上の場合は支給されません。

加算額（平成31年4月～）

第2子・・・所得により5,070円から10,130円までの金額です。

第3子以降・・・所得により3,040円から6,070円までの金額です。

児童扶養手当制度所得制限限度額

扶養親族等人数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人以上	1人につき38万円加算	1人につき38万円加算	1人につき38万円加算

※ 配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得が所得制限限度額以上の場合は、受給資格者本人の所得にかかわらず、支給停止となります。

特別児童扶養手当について

次のいずれかの障害がある20歳未満の児童を父若しくは母が監護する場合、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合においては当該児童を養育する方が対象です。

・手当額（平成31年4月～）

- ① **1級** 月額52,200円 ・身体障害者手帳おおむね1・2級程度の方。
・愛の手帳1・2度程度の方。
- ② **2級** 月額34,770円 ・身体障害者手帳おおむね3級程度の方。
・愛の手帳おおむね3度程度の方。
- ③上記の①～②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害のある方。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届について

現況届は、引き続き手当を受給する資格があるかを確認するためのものです。期限までにこの届出をしないと、8月以降の手当の支給が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

提出日
8月16日（金）まで

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 598-3121

8月・9月の栄養相談

【日時】 8月28日(水)・9月11日(水)
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

8月の精神保健巡回相談

【日時】 8月19日(月)
午後2時～4時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

栄養教室

ヘルシ～ひのほらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのほらいふ」を行います。みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、今年度3回目のテーマは「糖尿病を予防するには」です。コレステロールなどが異常値の場合に出る症状などについて、詳しくお話しします。ぜひ、ご参加ください。

【対象者】 ご興味のある方なたでもお申込みいただけます(定員12名です。8月30日(金)までにお申込みください。)

【日時】 9月18日(水)
午前10時～午後1時

【場所】 やすらぎの里 保健センター

歯・口の地域訪問相談会

【日時】 8月27日(火)
午前10時～正午

【会場】 藤倉ドーム

ご自身やご家族のお口の健康予防・改善について訪問歯科衛生士がご相談に応じます。

今年度、樋里コミュニティセンター、数馬自治会館、南郷コミュニティセンター、やすらぎの里を順次、訪問する予定です。

- ☆やすらぎの里は2回、開催する予定です。
- ☆費用はかかりません。
- ☆申し込み不要、直接会場へお越しください。



◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel. 042-598-3121

令和元年度 東京都薬物乱用防止推進協議会会長 感謝状の受賞について

令和元年度東京都薬物乱用防止推進協議会会長感謝状を、野口猛氏が受賞されました。野口氏は長年にわたり東京都薬物乱用防止指導員として、薬物乱用防止活動に積極的に取り組むとともに、東京都薬物乱用防止推進秋川地区協議会の会長を務めるなど会の円滑の運営に努めてきた功績が認められました。



令和元年度婦人がん検診について

20歳以上の女性を対象に婦人がん検診を実施します。

◆検診項目

- 乳がん検診 問診・マンモグラフィまたは超音波検査（超音波検査は20歳から39歳の方）
- 子宮がん検診 問診・細胞診

◆対象者 村内に住所のある20歳以上の女性

◆日時 ①10月 5日（土） ②10月20日（日）
午前8時30分～午前11時・午後1時～午後3時

◆場所 ①福祉センター ②やすらぎの里

◆費用 無料

◆申込み

- 受付開始：令和元年8月26日（月）～（土・日・祝日を除く）
 - 受付時間：午前10時～正午・午後1時～5時
 - 電話番号：0120-973-493
- *お申込みの際はご希望の検診の種類をお伝えください。

◎ 問合せ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

運動継続支援教室 「ふいっと」

「ふいっと」では健康運動指導士が日常生活に取り入れられるよう、その方のお体の状況にあった運動をご提案します。

「運動したいと思っても何をしたいのかわからない」、「運動が大切なのはわかっているけど…苦手」、「検診結果は気になるけど、まだ大丈夫と思っている」などと思っている方でも安心してご参加いただけます。

日時：令和元年8月30日（金）午後1時30分～4時30分

内容：★第1部 「運動でアンチエイジング！」 午後1時30分～2時45分
★第2部 「薬いらずの体づくり」 午後3時～4時30分

今回は2部制とし、ご自身にあった方どちらでもご参加いただけます。

ご希望の方は福祉けんこう課けんこう係までご連絡ください。

◎ お申込先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

児童扶養手当受給者対応相談窓口設置について

【児童扶養手当の提出時期にあわせて、ひとり親家庭等の相談窓口を臨時開設します】

東京都の専門相談員が相談をお受けします。
仕事（就職・転職、資格、スキルアップ等）、子育て、住まい、お金（教育費、養育費）、自分の気持ちのこと等、お気軽にご相談ください。

日時 8月16日（金）10時～正午・午後1時～4時

場所 やすらぎの里 相談室

なお、西多摩福祉事務所では青梅合同庁舎内にひとり親家庭のお父さんお母さんを対象にした相談窓口を常時設置しています。集中相談の日程に限らずお気軽にご相談ください。

西多摩福祉事務所 保護担当 就業支援専門員 青木
母子父子自立支援担当 山本
0428-22-1168

こちら地域包括支援センターです！ 食中毒に注意しましょう

夏の暑い時期に気を付けていただきたいのが食中毒です。暑さと、湿度の高い時期は賞味期限が切れていなくても、適切な保存をしていないことで食中毒にかかることもあります。

高齢者の食中毒の特徴

- ① 手を洗わない・・・外から帰ってきたときや食事前には手洗い、うがいを!!
- ② しっかりと過熱をしない・・・85℃以上で1分以上の十分な加熱を!!
- ③ もったいないと食べてしまう・・・もらいものなどを、賞味期限が過ぎていても食べてしまう。

予防法

- ① 菌をつけない・・・食材に触れる前に必ず手洗い、調理道具の衛生管理を行う。
- ② 菌を増やさない・・・菌の増殖を防ぐため、新鮮な食材を利用し残りは冷蔵保存する。
- ③ 菌をやっつける・・・生ものは避け、加熱は十分に行う。

もしかして食中毒と思ったら、食品や嘔吐物・便をできるだけ残しておき早めに医師の診察を受けましょう。年齢と共に免疫力は低下しますので、栄養・運動・睡眠の3つのバランスが取れた生活を心がけましょう。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター(やすらぎの里内) TEL 598-3121

東京都で児童虐待を防止するためのLINE相談を本格実施します！ (子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京)

東京都では、児童相談体制の強化に向けた取組の一つとして、昨年11月にトライアル実施しました、児童虐待を防止するためのLINEを利用した子供や保護者からの相談窓口について、8月1日から本格実施いたします！

子育ての悩みや困っていることなど、ひとりで抱え込まず、気軽に相談してください。

●相談受付開始日 令和元年8月1日(木曜日)

●相談対応時間 平日 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時

●LINE公式アカウント名 子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京



(友だち登録用QRコード)

<対象は?> 都内にお住まいのお子さんと保護者の方です。

<虐待の通告も受けるの?> 児童相談所全国共通ダイヤル189をご利用ください。

<どうやったら利用できるの?> QRコードを読み取り、友だち登録をして、相談してください。

◎ お問い合わせ 福祉保健局少子社会対策部計画課 TEL 03-5320-4137

教育・文化

高等学校等通学費補助金(2学期分)の交付申請について

檜原村教育委員会では、高等教育における家庭の経済的負担を軽減する目的で、高校生等の通学費の補助を行っております。

○補助対象者

村内に住所を有する生徒と同一世帯に属する保護者

○申請書類

- ①檜原村高等学校等バス通学費補助金交付申請書
- ②案内図(自宅からバス停まで)
- ③在学証明書又は生徒証(顔写真付)
- ④口座振込依頼書(平成31年度1学期分を申請している方で口座振込先に変更がない方は省略できます。)
- ⑤請求書

○補助金の交付方法

口座振込(口座がない場合は教育委員会の窓口で受取りになります。)

2学期分の交付申請の期間は9月2日(月)～30日(月)です。必ず期限内に申請を行ってください。申請書は平成31年度1学期分を申請された方には送付してありますが、教育委員会窓口にも用意してあります。

◎ 問い合わせ 檜原村教育委員会 学校教育係 内線 223

平成30年度 学校給食費会計決算報告

平成30年度の学校給食費会計の決算額は次のとおりとなりました。

収入		(単位:円)		支出		(単位:円)	
収入額	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
収入額	6,088,314円	1. 給食費	5,994,675	1. 食材費	6,066,147	2. 還付金	0
支出額	6,066,147円	2. 村負担金	50,600	2. 還付金	0	3. 予備費	0
差引	22,167円	3. 繰越金	42,139	合計	6,066,147		
翌年度繰越額	22,167円	4. 諸収入	900				
		5. 滞納繰越分	0				
		合計	6,088,314				

平成30年度の給食回数は、小学校193回、中学校192回実施し、稼働日数は195日です。給食費は月額小学校4,600円、中学校5,700円で、3月を除く年11回徴収し、給食を作る食材料費のみに使用しています。給食費の滞納はゼロで、納付率は100%です。これも児童・生徒の保護者の理解あってのことで誠に感謝しております。これからも納付率100%を継続していくため、みなさまのご協力をお願いします。

学校給食共同調理場では、今後も地場産物を使用した給食、小学校のカフェテリア給食、小・中学校のどんぶりっ子給食などを企画し、檜原ならではの手作りによる栄養ゆたかで美味しい給食作りに力を入れていきます。

※村では給食費について、「子育て支援学校給食費補助金」として、小学生月額3,700円、中学生月額4,600円を年2回に分け保護者に交付しています。(交付には条件があります)

水彩画教室を開催しています

水彩画教室は年間をとおり、毎月1回開催していますので参加してみませんか。

村内在住在勤の方なら誰でも参加できます。お気軽にご参加下さい。8月から10月までの日程をお知らせいたします。

▽日 時 8月20日(火)
9月17日(火)
10月15日(火)
午後1時30分～3時

▽場 所 やすらぎの里3階

◎ 問い合わせ先
檜原村教育委員会 社会教育係 内線 226

俳句教室を開催しています

俳句教室は年間をとおり、毎月1回開催していますので参加してみませんか。

村内在住在勤者の方なら誰でも参加できます。お気軽にご参加下さい。8月から10月までの日程をお知らせいたします。

▽日 時 8月15日(木)
9月19日(木)
10月17日(木)
午後1時30分～3時

▽場 所 檜原村役場内会議室

◎ 問い合わせ先
檜原村教育委員会 社会教育係 内線 226

その他

その他

商工会主催『創業塾』(2コース)受講者募集

起業に興味がある方や起業して間もない方を対象に、多彩な分野で活躍する専門家が講師となり、起業に必要な基礎知識や実務ノウハウまで、体系的に学べるセミナーを2つのコースで開催いたします。

先輩起業家の体験談や、日本政策金融公庫・東京信用保証協会の現役実務担当者から見た融資のポイント等、実践的で役立つ内容満載です。ぜひご参加下さい。

①夏期平日短期集中コース

- ◇日 程 令和元年8月14日(水)・15日(木)・16日(金)の全3日間
- ◇時 間 午前9時30分～午後5時30分(午後0時30分～午後1時30分は昼食休憩)
- ◇会 場 三鷹商工会館 3階会議室
- ◇受講料 1人 5,000円(全3回分、テキスト・資料代込み)
- ◇定 員 40名(先着順)
- ◇対 象 起業に興味がある方・起業して間もない方

②夏期平日夜間コース

- ◇日 程 令和元年8月21日(水)・23日(金)・28日(水)・30日(金)
9月4日(水)・6日(金)・11日(水)・13日(金)の全8日間
- ◇時 間 午後6時30分～午後9時30分
- ◇会 場 福生市商工会館 2階会議室
- ◇受講料 1人 5,000円(全8回分、テキスト・資料代込み)
- ◇定 員 40名(先着順)
- ◇対 象 起業に興味がある方・起業して間もない方

◎ 申し込み・問い合わせ先 あきる野商工会 TEL 042-559-4511

野生鳥獣による被害を防ぐために (地域で行う被害防除)



- 畑に取り残した野菜や野菜くずを放置しないようにしましょう。人家のまわりにある収穫の予定のない果樹類の実を取り除くことも必要です。また、お墓のお供えも持ち帰るようにしましょう。
- 農地がエサ場だと覚えさせないためにも、残菜をなくすよう集落ぐるみで取り組む必要があります。以前は、山に餌がないから人里近くに野生鳥獣がやってくると考えられていました。しかし最近の野生鳥獣は世代をまたぎ、山で暮らしたことがない、人間の近くで耕作物を餌とすることを親から教わって生育している野生鳥獣が生息しており、畑を荒らすと言われていました。
- 耕作放棄地や農地・人家周辺などのヤブ地は、野生鳥獣の隠れ家となります。適切に刈り払いを行い、野生鳥獣の隠れ場所を取り除くことが大切です。
- 野生鳥獣の子供がかわいいからといって、餌付けをすることのないよう、皆さんで互いに注意しましょう。

檜原村では猟友会と協力をし、猿の追払いや有害鳥獣捕獲を行っています。しかし、この方法だけに頼らず、一人ひとりが、地域が、できる被害対策を行うことが有害鳥獣から畑を守る一番の有効策といわれています。

皆様の心がけ、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 檜原村産業環境課農林産業係 内線 129・130

その他

平成30年度情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、村が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで村民の皆様に説明責任を果たし、その結果、公正で開かれた村政運営を保証していくための制度です。

情報公開制度の対象となる村政情報は、村の職員が職務上、作成・取得した情報で村が管理しているものです。情報公開を請求する場合は、所定の手続きが必要です。

【情報公開請求件数処理状況】

実施機関	請求件数	処 理 内 訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
村 長	4	4	0	0	0
議 会 (監査委員)	0	0	0	0	0
教育委員会	2	2	0	0	0
計	6	6	0	0	0

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.38



上から、小川豪、高橋春香、松岡賢二

おがわ つよし
小川 豪（上元郷在住）

さて、6月末に檜原村消防操法大会が開催されました。私は第1分団の3番員としてポンプ車の部に初出場。なんとこの大会で優勝することができました！実は、移住してきた2年前に西多摩大会で小型動力ポンプの2番員としてすでにデビューを果たしています。なので、やる内容はよく分からないまま今回も引き受けることに。しかし、仕事量・運動量が圧倒的に多く、初めは面喰らいました（笑）。それでも、熱血コーチ陣による愛のこもった厳しい指導、そして、操法士が互いを信じて最後までやりきったことがこの結果につながったのだと思います。仕事後の練習は非常に大変でしたが、そういう困難をともに乗り越えたからこそ仲間との連帯感・団結力が生まれるのだ、とはっきり実感として感じることであった思い出の大会となりました。



限られた団員数で頑張ってきました。

まつおか けんじ
松岡 賢二（下川乗在住）

この原稿を書いているのは7月上旬。この広報が村民の皆様が届く頃には小岩から下川乗へ引っ越しているはず。下川乗では元個人商店を貸して頂き、シェアハウス（居住）、ゲストハウス（宿泊）、シェア店舗を行う「ひのはうす」と、シェア農園「ひのふぁーむ」、そして川や山などの自然を活かした体験事業を併せた『東京里山シェアリング』で観光、移住、産業振興に取り組めます。

また、協力隊の活動として、村民の皆様の畑仕事のお手伝いをしております。畑の草刈りや耕運など、畑仕事のお手伝いをご希望の方は、協力隊の松岡賢二（檜原村役場西庁舎 042-519-9556 携帯 090-6142-0565）へご連絡下さい！



東京新聞に取り上げて頂きました

たかはし はるか
高橋 春香（笛吹在住）

檜原村には観光に来るだけでは分からない、体験・経験できることがたくさんあります。中には村内在住在勤者限定のものも！

地域交流センターの森の学校でパン作りやそば作り、やすらぎの里で布草履作り、村民スポーツ教室、水墨画教室、檜原太鼓、人里卓球部など私自身も様々なイベントや教室に参加をしています。どれも未経験で上手にできませんが、丁寧に教えていただき、参加された方と色々な話をさせていただきました。

地域の方々が進んでスポーツや体験を通して交流する場、そこには参加している方の笑い声がたくさん溢れていました。一緒になって笑って村の方からエネルギーをいただいています。人と人の交流から村の方々の心と身体の健康が生まれるのかなあと感じ、私自身もこのような交流の場を大切にしていきたいと思っています。



いろんな体験

その他

教育相談室だより No.348

檜原村教育相談室
令和元年 8月 1日

「どんな力が必要？」

8月といえば夏休み。中学生の頃を思い出します。私は、部活で汗を流しているか、野山を駆けまわっているかで一日が終わるような夏休みを過ごしていました。今の子どもたちはどうもいけないようで…。たいへんですが、それでは、今の子どもたちにはどんな能力が必要なのでしょう。教科の勉強だけではないようです。

ある研究によると、将来必要とされ子どもたちに身につけさせたい能力は22ほどあるようです。羅列してみます。

- ①記憶力、②直感力、③総合的把握力、④情報活用(収集・評価・編集・発信)、⑤創造力、⑥発想力、⑦想像力、⑧洞察力、⑨数値能力、⑩語学力、⑪異文化理解力、⑫自己他者認識力、⑬コミュニケーション能力、⑭人間関係調整力、⑮貢献力、⑯自律する力、⑰表現力、⑱空間認知力、⑲論理的思考力、⑳解析力、㉑挫折克服力、㉒成し遂げる力

これらの能力は、経済協力開発機構(OECD)が研究し定義した**キー・コンピテンシー**という考え方を基にしています。キー・コンピテンシーとは、**読み、書き、計算する力とは別に、人生**

の成功や幸福を得ることができ、社会の挑戦にも応えることができるようになるために必要な身につけなければならない能力のことです。

なぜこのような能力が必要なのでしょう。私たちが子どもの頃は、親や先達を参考にその生き方と同じように生きていける時代と考えられていましたが、今はどうでしょうか。職業を例にとっても、私が子どもの頃にはなかった職業が多く生まれ、今後も今まであった職業がなくなり、新しい職業がどんどん生まれていく時代になるといわれています。

ガルブレイスという経済学者が30年ほど前に「不確実性の時代」という本を出していますが、経済だけでなく、生き方そのものが不確実な時代にすでになっているのだといってもいいと思います。

次から次と未経験なことが起き、これを解決するために課題を分析し、その対応策を考え、実行していかなければならない時代。しかも、異文化の人たちと共にそれを成し遂げなければならない時代。それが、ここでいう不確実な時代です。

今の子どもたちは、本当にたいへんだと思います。

学校教育支援室 中道 司

●檜原村教育相談室・学校教育支援室●

子供たちの健やかな成長を支援するために教育相談室があります。

いじめ・不登校・問題行動・学業不振など、保育園や学校生活でお悩みの方ご相談ください。来室相談のほか、電話相談やメール相談も受け付けます。ご希望があれば、指定場所への訪問相談もします。

まずはお電話を。留守の場合は、留守電に。 電話番号：**042-598-1161** (平日午前8時30分～午後4時30分)
こちらから後ほど電話します。 メールアドレス：soudanshitsu@bz03.plala.or.jp

☆相談の秘密は守ります。安心してご相談ください。

学校だより

いま、檜原小学校では

体験のシャワー

今年度も、教育活動のさらなる充実に向け、体験教育を実施しています。充実の講師陣を招き、良質な体験をシャワーのように浴びることで、身体に染み入る教育活動を実施していきます。

オリンピック・パラリンピック(オリパラ)教育

6月7日(金)に国士舘大学の池田延行先生をお招きして、体育の授業をしていただきました。長年に渡り学習指導要領の作成にも関わっている先生なので、とても分かりやすく教えていただきました。

今回は、走る運動と投げる運動、それに高跳び運動を教わりました。2学期以降も、走る運動を中心に、オリパラ教育に関する授業を実施していきます。



講師の先生による学習体験



通報訓練体験



煙体験

防災訓練

5月7日(火)には、今年度も防災訓練を実施しました。本校では、毎月の避難訓練でも消防署と連携して、訓練を実施しています。防災訓練では、緊急時に備えて消火訓練や通報訓練の他、地震車による地震体験、煙体験も行い、常にいざというときに備えておく必要性を実感しました。ぜひ御家庭でも子供たちと一緒に防災について話し合ってみてください。

ふるさと檜原学習

総合的な学習の時間を中心に、「ふるさと檜原学習」を実施しています。檜原村ならではの体験的な学習として、今年も、しいたけづくりや檜原米づくり、鑿野大豆(すずのだいず)の栽培等にも取り組み始めました。また、今年からは檜原村原産のムラサキの栽培にも挑戦し始めました。高橋園芸の高橋さんと丸山さんを講師にお招きし、種から育てています。昨年度から始めた、ピオトープづくりも、子供たちと一緒に作り続けています。これからも檜原ならではの体験学習を推進していきます。



檜原村原産ムラサキの栽培



しいたけのホタ木作り

【8・9月の主な学校行事予定】

8月26日(月) 始業式 一斉下校	9月 6日(金) 水泳指導終	9月20日(金) 武蔵野市立関前南小来校
8月30日(金) 防災引渡訓練	9月11日(水)~13日(金) 移動教室(6年)	森林体験(6年)
9月 3日(火) オリパラ授業	9月13日(金) 読み聞かせ(1~4年)	9月30日(月) 親子読書週間 元気アップウィーク
9月 5日(木) パードカーピング(5年)	9月19日(木) パードカーピング(5年)	教育実習始(10月11日まで)

第24回 檜原村消防団消防操法大会

6月30日(日)、総合運動場において檜原村消防団消防操法大会が開催されました。今回も応援にかけつけてくれた住民の方も数多く見られ、各分団による熱戦が繰り広げられました。

審査結果

小型動力ポンプの部

【優勝】

第2分団

指揮者 大久保 裕 文
 1番員 山 崎 天 稔
 2番員 高 橋 健 太
 3番員 出 口 哲 史
 補助者 高 木 正 憲



自動車ポンプの部

【優勝】

第1分団

指揮者 高 木 健 一
 1番員 青 柳 卓 哉
 2番員 高 木 卓 哉
 3番員 小 川 豪 博
 4番員 清 田 直 博
 補助者 久保田 寛 之



聖火ランナー募集!

募集期間

7月1日～8月31日

1人あたりの走行距離／約200m

主な条件／●平成20年4月1日以前に生まれた人 ●東京都にゆかりがある人

申込要件等詳細はHPで。 <https://www.tokyo-runner.jp>

◎ 問い合わせ先 東京都聖火ランナー選考事務局 TEL 03-6277-2459

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話	日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
8月11日(祝)	あきる台病院	あきる野市 6-5-1	042-559-5761	25日(日)	櫻井病院	あきる野市 原小宮1-14-11	042-558-7007
12日(休)	あべクリニック	あきる野市 瀬戸岡459-11	042-558-7730	9月1日(日)	鈴木内科	あきる野市 館谷156-2	042-596-2307
18日(日)	清水耳鼻咽喉科 クリニック	あきる野市 五日市1039-1	042-596-6311				

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

* 午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 521-2323 携帯電話・PHS は#7119
 秋川消防署 TEL 595-0119
 東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (7月1日現在)

()内は前月比
 世帯数 1,174 世帯 (1減) 人口 2,180 人 (7減)
 男 1,071 人 (5減) 女 1,109 人 (2減)

～今月の表紙～ 涼を求めて… ～8月17日・18日 払沢の滝ふるさと夏まつり開催～

檜原村の夏の風物詩にもなった「払沢の滝ふるさと夏まつり」を今年も8月17日・18日に開催いたします。暑い夏に涼を求めて滝つぼ近くまで行くと天然のクーラーのような涼しさを感じ、いつまでもそこにいたくなってしまう。

皆様のご来場をお待ちしております。

「広報ひのほら」は再生紙を利用しています。